

提言書（案）

① 個人情報の定義について

【提言】

個人情報の定義については、個人情報の保護に関する法律の規定のとおり「生存する」個人に関する情報とし、「死者に関する情報」は個人情報としないことが適当である。

ただし、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の町独自の制度について、しかるべきタイミングで、しかるべき検討を行うべきである。

【説明】

大山崎町個人情報保護条例では個人情報の定義を「死者」も含む個人に関する情報としてきたが、「生存する」個人に関する情報を個人情報の定義とする個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用されることの趣旨を踏まえ、個人情報の定義を「生存する」個人に関する情報とし、「死者に関する情報」は個人情報としないことが適当である。

ただし、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として条例等で定めることは排除されないため、死者に関する情報の保護について、他の地方公共団体や時代の趨勢を注視しながら、しかるべきタイミングで、しかるべき検討を行うべきである。

【意見の紹介】

- ・ 死者に関する情報であっても、それが同時に生存する個人の情報である場合には、死者の個人情報としてではなく生存する個人の個人情報として、それは保護されるということになっているため、一概に死者の個人情報すべてが保護対象ではなくなるということにはならない。
- ・ 死者本人が開示請求をすることができないことを考えると、開示請求者は生存する本人が前提となり、本人または代理人からしか開示請求はできないため、死者に関する情報まで含める必要はない。
- ・ 死者に関する情報を個人情報の枠組みに入れない新法の趣旨を踏まえ、個人情報の枠組み以外の別の枠組みで町独自の規定を作ってもいいのではないか。
- ・ 死者に関する情報を個人情報の枠外としたことにより、実害が出てくるのであれば本審議会等で審議すればいいのではないか。
- ・ 「死者に関する情報」を含む現行条例について、施行から現在まで15年以上運用してきた中で、死者に関する情報に特化した開示請求はなかったことを踏まえると、新法で国が示している生存する個人に関する情報に限定する考え方で運用しても問題がないと考えられる。

② 収集制限について

【提言】

個人情報の収集については、個人情報の保護に関する法律の規定のとおり個別の収集制限を設けないことが適当である。

ただし、内規等によりこれまでの運用を継続するよう努めるべきであり、その運用について審議会が関与することが適当である。

【説明】

大山崎町個人情報保護条例では個人情報の収集について、本人からの直接収集およびセンシティブ情報の収集禁止を原則とする町独自の規定を設けていたが、個人情報の保護に関する法律においては、適正な取得として「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（第 64 条）」と規定されており、町が独自に収集制限を設けることは困難である。

ただし、町独自に収集する場合は内規等により、これまでの運用を継続するよう努めるべきであり、その運用について審議会が関与することが適当である。

【意見の紹介】

- ・ 収集制限について、独自の条例を定めた場合、今回の新法と真っ向勝負となる。
- ・ 条例で収集制限について規定することができないのであれば、これまで保護されてきた個人情報を収集することに関して、町民に一定の理解を求めつつ、とはいえ無茶苦茶なことはしませんということで安心感を示せる枠組みのようなものがあればいいのではないか。
- ・ 世の中はどんどん利活用重視に動いているので、町としても利活用重視の運用をしていくこともあると思うが、町独自で収集する場合はこれまで通りの形でいいのではないか。
- ・ 町民の目線で考えた場合、個人情報の保護に関する法律では適正な取得が義務付けられているだけであるが、町としては原則本人以外からは収集しない運用であるということを周知することが重要である。
- ・ 新法では、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと規定されており、公務員には法律上、法令遵守義務がかかっているため、それで問題ないのではないか。
- ・ 審議会に対して意見を聴く旨を条例に規定することはできないか。しなければならぬと規定することはできないであろうが、こういう時には審議会に意見を聴くことができるというようなことができればいいのではないか。

③ オンライン結合による個人情報の提供について

【提言】

オンライン結合については、個人情報の保護に関する法律の規定のとおり制限を設けないことが適当である。

ただし、その運用について意見する場として、定期的に審議会へ報告することが適当である。

※ オンライン結合とは、通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。

【説明】

大山崎町個人情報保護条例ではオンライン結合を条例施行時から法令に基づくものも含めて原則禁止にしており、審議会の意見を聴いた上で、公益または町民福祉のため又は正当な行政執行のために必要と認めたときのみオンライン結合を可能としてきたが、デジタル化社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しており、さらなるデータ流通を見据える時代の趨勢を鑑み、個人情報の保護に関する法律の規定に準じ、オンライン結合に関する規定は置かないことが適当である。

ただし、その運用について意見する場として、定期的に審議会へ報告することが適当である。

【意見の紹介】

- ・ この間のコロナ対策の国の動きや地方公共団体の動きの中で国と地方公共団体との情報のやりとりについて随分不手際があるような状況になっているので、スムーズに事務が行えるようにオンライン結合については規定しないことが適当である。
- ・ 時代の変遷とともに、国民全体のオンライン結合に対する拒絶感が弱まってきていることが大きく影響しているのではないかと。
- ・ 現在の条例では審議会に諮ることを要件とし、ワンクッション審議会を挟むというのは優れた制度であると思うが、新法では審議会に諮ることを要件とする規定はできないとされているため、要件としてではなく、定期的に審議会から意見をもらう機会を設けることが適当である。

(参考)

○審議会への諮問について

法第 129 条で「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されており、審議会へ諮

問することは可能となっているが、個人情報の取扱いの適否について、諮問することとを要件として規定することはできないとされています。

○ その他

- ④ 個人情報保護制度の目的について
- ⑤ 不開示情報について
- ⑥ 罰則について
- ⑦ 地方公共団体の機関について（議会を含まない）
- ⑧ 開示請求権者の範囲について
- ⑨ 条例要配慮個人情報について
- ⑩ 不要となった個人情報の破棄・消去の規定について
- ⑪ 開示決定期限について
- ⑫ 開示等請求における手数料について

【提言】

以上の項目については、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、法律に準拠することが適当である。

なお、法律が直接適用されることにより、住民サービスの低下を招くことがないように努めることが適当である。

【説明】

町より検討を依頼された 12 項目について、個人情報の保護に関する法律に規定されなくなる 3 項目を主として検討を行った。

上記は、残る 9 項目について、その考え方をまとめたものである。

(参考)

上記の 12 項目は、条例施行時に個人情報保護制度の根幹をなすべき項目として検討を行った 6 項目（①から⑥）に加え、新法と条例で規定が異なる主な 6 項目（⑦から⑫）です。

現行町条例と新個人情報保護法との比較

事項	町条例	新法	新法への対応	備考
個人情報の定義 (死者に関する情報)	個人に関する情報であって～ (死者を含む) (条例第2条第1項第1号)	<u>生存する</u> 個人に関する情報であって～ (死者を含まない) (法第2条第1項)	死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。	資料1の②
個人情報の定義 (容易照合可能性)	他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。 (条例第2条第1項第1号)	他の情報と <u>容易に</u> 照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。 (法第2条第1項)	「容易か、容易ではないか」の判断は、町が個々の事例ごとに判断するもの。 通常の事務や業務における一般的な方法で他の情報と照合することができる状態を「容易」という。 一方で、例えば他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって、照合が困難な状態は「容易ではない」状態と考えられる。	資料1の②
収集制限 (要配慮個人情報・センシティブ情報)	要配慮個人情報の収集制限の規定を設けている (条例第5条第3項)	要配慮個人情報の収集制限の規定を <u>設けていない</u>	条例に規定	資料1の③
本人からの直接取得に限定する規定	本人から取得の原則規定を設けている (条例第5条第4項)	本人から取得の原則規定を <u>設けていない</u>		資料1の③
オンライン結合に特別の制限を設ける規定	オンライン結合の原則禁止の規定を設けている (条例第7条)	オンライン結合の原則禁止の規定を <u>設けていない</u>		資料1の④
議会	地方公共団体の機関に議会も含まれる (条例第2条第1項第6号)	地方公共団体の機関に議会は <u>含まれない</u> (法第2条第11項第2号)	国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの。	資料1の⑦
開示請求権 (任意代理人)	本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると実施機関が認めるときは、本人に代わって実施機関が定める代理人が当該本人の個人情報(特定個人情報を除く。)に係る開示請求をすることができる。ただし、法定代理人が開示請求をできる場合を除く。(条例第13条第3項)	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる (法第76条第2項)	本人の委任による代理人(任意代理人)が特定個人情報以外の個人情報についても開示請求を行うことができることとなる。	資料1の⑨

事項	町条例	新法	新法への対応	備考
条例要配慮個人情報	要配慮個人情報については、新法と同じ内容であり、条例で町独自に定めている事項はない	「条例要配慮個人情報」とは、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（法第60条第5項）	新法の第2条第2項第3号の「要配慮個人情報」に加えて、地方公共団体が条例で定めることができる	
不要となった個人情報の破棄・消去の規定	保有する必要がなくなった個人情報を適正かつ確実な方法により速やかに消去しなければならない（条例第9条第3項）	消去しなければならないという規定を <u>設けていない</u>	Q & A 3-2-2 参照 法第61条第1項および第2項をもって、「消去」と実質的に同様の内容を規律することになることから、このような規定を法施行条例で設けることは認められない。	
開示決定期限	①15日以内に決定 ②15日以内に決定できない場合の延長期間：請求書が提出された日から60日を限度として延長が可能（条例第18条第1項・第2項）	① <u>30日以内</u> に決定 ②30日以内に決定できない場合の延長期間： <u>①に加えて30日以内</u> に限り延長が可能（法第83条）	①については、30日以内の日数を条例で定めることは可能。ただし、②延長期間については、①の日数に加えて30日以内に限り延長が可能であるため、現行条例の運用を継続する場合は、①15日②30日となり、延長期間は、請求書が提出された日から45日が限度となる。	
開示等請求における手数料	資料作成にかかる実費を徴収（条例第21条）	実費の範囲内において条例により定めるもの（法第89条）	現行条例の内容をそのまま運用することができる。 <u>条例で定める必要がある。</u>	